

会 議 録

会 議 名	武蔵村山市環境審議会
開 催 日 時	平成30年12月12日（水）（午後2時半～午後4時頃）
開 催 場 所	301会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：峰岸宏幸委員、中島繁治委員、栗原誠委員、辻博行委員 熊木正好委員、比留間英世委員、池田裕治委員 （出席者計7人） 欠席者：渡邊彩委員、網代英之委員、中尾信行委員（欠席者計3人） 事務局：協働推進部環境担当部長、環境課長、環境課係長、環境課主事（環境保全係）（事務局計4人）
議 題	1 平成29年度武蔵村山市第二次環境基本計画に基づく報告書（武蔵村山市年次報告書）（案）の環境指標及び環境施策の点検・評価について 2 その他
配 布 資 料	（当日配布） ・次第 ・武蔵村山市環境審議会委員名簿 （事前配布） ・武蔵村山市環境基本条例 ・武蔵村山市環境審議会規則 ・武蔵村山市環境審議会の会議の公開に関する運営要領 ・平成29年度武蔵村山市第二次環境基本計画に基づく報告書（武蔵村山市年次報告書）（案）
結 論	議題1：市長からの諮問を受けて、環境審議会委員が「平成29年度武蔵村山市第二次環境基本計画に基づく報告書（武蔵村山市年次報告書）（案）」の事業実施報告及び重点的取組実施報告について審議した。結果、点検・評価が全て終了したため、後日、市長へ答申することとした。 議題2：特になし。
審 議 経 過	議題1 平成29年度武蔵村山市第二次環境基本計画に基づく報告書（武蔵村山市年次報告書）（案）の環境指標及び環境施策の点検・評価 【説明要旨：平成29年度武蔵村山市第二次環境基本計画に基づく報告書（武蔵村山市年次報告書）（案）を参照】 ● 平成29年度武蔵村山市第二次環境基本計画に基づく報告書（武蔵村山市年次報告書）（案）の内容と評価について説明。 【主な意見等】 施策の柱1 みどり等との共生 ○ 8ページ環境指標の「保存生け垣の延長」について、基準年より300mも大幅に減少した理由はなにか。 ● 市では、保存生け垣以外に保存樹木、保存樹林についても、市で指定したものについて奨励金の交付を行っている。しかし、宅地化や相続によって土地を手放さざるを得ない等の理由で保存生け垣等の廃止も多々ある。また、近年では高齢化により管理しきれないという実情がある。 みどり等の保全に関しては、緑化審議会という審議会を別に開催しており、様々な議論をしている中で、少しでも生け垣を伸ばそうと、奨励

金の交付基準を改正した。生け垣の延長を10m以上でないと交付していなかったが、7m以上に改正した。しかし、結果的に申請がない。管理が大変であることから申請自体が出てこない現状である。

○ 同ページ、同項目についてだが、環境指標の「保存生け垣の延長」には4,403m、環境施策の方向と市の取組の2段目には保存生け垣4,338mと記載があるが、65m差がある。保存樹木、保存樹林についても、去年は保存樹木105本。保存樹林1,117㎡と昨年と同じ数字である。保存生け垣は昨年4,410m、今年4,338mで72m減少している。今年取組状況の中に、「新規の保存樹木1件及び保存生け垣2件を指定した。」と記載がある。これだけ見ると今年数字としては増加するべきであるが、内訳はどのようなのか教えていただきたい。

● 環境指標と市の取組の違いについて、指定しているものと、奨励金の交付をしたものの違いである。新規で申請はあるが、廃止の申請もある。この表では、廃止の有無まで記載がないので、わかりづらいのはごもっともである。廃止等について加筆させていただく。

○ 環境指標には指定されている生け垣の延長が記載されており、環境施策の方向と市の取組については、奨励金の実績を記載しているということか。

実際の緑地としては、4,403mあるということは理解したが、表現を考えた方がよい。

● 同じような数字が各々あると分かりづらいということであれば、環境指標の4,403mに合わせた記載にし、市の取組は「指定している保存生け垣の総延長は4,403m」というような文言に修正することによってよろしいか。

○ そのほうがよい。

○ 9ページ環境施策の方向と市の取組の4段目に「補助金支給の検討を行い、平成30年度から補助することを決定した。」とあるが、宅地開発による集水枡等の設置は事業者が負担するが、ここでいう補助金は一般の方の申請に対して交付するものということによってよろしいか確認をしたい。

● おっしゃるとおりである。宅地開発に基づき整備するものは、事業者側の負担で行っていただき、既存の住宅において、雨水を利用した設備を設置した場合についての補助である。

○ 9ページの「②水辺の保全・水循環の創出」に対して、環境指標が「残堀川クリーンアップ作戦参加者数」という目標になっているが、水辺の保全・水循環の創出として参加者数が目標というのは適当なのか。

● 環境指標については、第二次環境基本計画ではなく、その他の計画で掲げられている目標を引用している場合がある。それが、環境に関して、水辺の保全につながるという意味で関連付けて環境指標を掲げている。

毎回議論になるのが、例えば、環境指標「残堀川クリーンアップ作戦参加者数」はC評価であるが、環境施策の方向と市の取組では、A評価であったり、B評価だったり評価がバラバラであるという議論になる。しかし、環境指標については他の計画に掲げられている目標の中で環境に関わるであろうものを目標として掲げている。

他の計画の中で水辺に関する事項がなく、今回クリーンアップ作戦に

ついて記載しているところで、少し内容にズレが生じている。

- 第2次環境基本計画は少なくとも関連しているので審議会委員へ配布してほしい。

- 承知した。

施策の柱2 エネルギーの有効利用

- 14ページ環境指標2段目から4段目の一世帯あたりの使用量や再生可能エネルギーの目標で「把握方法の検討」とあるが、第二次環境基本計画策定時から変化がなく、計画策定から三年経つが現在の検討状況や今後の具体化するための課題等、市の考えを教えてください。

- 第二次環境基本計画を策定する段階で、事務局としては実現が難しいのではないかと考えていたが、審議会委員の皆様からは指標として評価すべきであると御意見の下、掲げたという経緯がある。

市内全域の一世帯あたりの使用量の把握は困難であるが、例えば、モニターとして数人を登録し、数値を出すことは可能かと考えている。しかし、その範囲をどのくらいにするかなど、具体的な考えは固まっていない。

電気の使用量については、市で「省エネナビ」という機器の貸出をしており、申込された方の電気使用量を把握することができる。電気以外については、専用の機器がないため把握が難しい。どちらにしても、市内全域というのは難しいので、市内の一部の方についてであれば、把握は可能と考える。

また、15ページ環境指標「市内の再生可能エネルギー導入量」については、太陽光パネルを載せている家庭については、モニターとして一部の導入量の把握は可能かと考える。太陽光発電以外の再生可能エネルギーについては把握ができていない。

「公共施設における再生可能エネルギー導入量」について、公共施設は太陽光、太陽熱の実績はあるが、売電施設は1箇所のみで、全体の導入量についての把握は難しい状態である。

- 確かに、一世帯の使用量の把握は困難であると思う。先日、他市（三鷹市）の年次報告書を拝見したときに、同様の記載があったので、参考にしてみるのもよいのではないか。

公共施設については、最低でも把握をしておくべきである。

- 承知した。

- 同項目について、把握の検討に努めてほしい。一つの案であるが、電気は東京電力へ問合せれば、把握できるのではないか。その数値を世帯数で割れば、平均値がでる。都市ガスであれば武揚ガスに問い合わせる等、把握方法はあるのではないか。把握できないのであれば、項目自体なくすべきではないか。

過去の審議会の中で、東京電力では情報提供してもらえないとお話があったと思うが、把握できないという事であれば、計画の見直しの際にこの項目については改める等するべきである。精力的に把握に努めてほしい。

施策の柱3 4Rの推進

- 18ページ環境指標、※の解説に「下水に溜まる汚泥などを混ぜ込んで」と記載があるが、本来下水に溜まる汚泥は産業廃棄物になるため、入れられないはずだが確認したい。エコセメントではないセメントであれば、汚泥を混ぜ込んで製造することもあるので、それと混在している

のではないか。

19ページの環境指標「最終処分量（循環組合への搬入量）」というのは指標の名前として適切なのか。循環組合へ搬入量というのは、市のごみは全量焼却しなければならないとなっているので、焼却灰が可燃ごみのカテゴリーになり、その他不燃ごみが入ってくるので、循環組合に入ったからといって最終処分量にあたるのかが疑問である。最終処分量という文言は削除し、循環組合への搬入量だけにしようか。

- エコセメントやごみの搬入量については主管課に確認して修正等を行う。
- 下水道の汚泥については下水道終末処理場で汚泥煉瓦を製造し、使用されているがそれが循環組合に最終処分場としているのか確認いただきたい。
- 環境指標については、他の計画にも影響があるので、主管課に確認し適切な修正を行う。

施策の柱4 生活環境の保全

- 22ページあたりに、ダイオキシン調査について今年度記載がないのはなぜか。
- ダイオキシンについては数年継続して環境基準を超過していないので、調査を取りやめた。ダイオキシン問題が発生した当時は、所沢市で野焼きの不完全燃焼が原因でダイオキシンが発生していたというのがあった。近年、ダイオキシンについては、東京都で産業廃棄物焼却炉の規制を実施しており、野焼き自体が減少した。規制も厳しくなったと同時に、焼却炉自体も高性能になり、ダイオキシンの発生源がなくなっている。このような背景もあり、ダイオキシン調査は取りやめた。
- 以前、民間の廃棄物業者でダイオキシンが基準を超えた事例があったと思う。
- 平成26年に市内の産業廃棄物処理事業者において基準の超過がありました。その後は改善され、全体の大気中のダイオキシン濃度には影響はないため調査を取りやめた。
- ダイオキシン測定は法的に義務付けられていないのか。
- 市は直接規制する立場ではない。大気汚染としても規制対象外で、産業廃棄物処理業としても規制対象外、機械設備も規制対象外になっている。
- 東京都により規制もされ、測定も行われているということで、市としては規制する必要がなく、掲載を打ち切ったということか。
- おっしゃる通りである。
東京都のホームページにも大気中のダイオキシン濃度について、過去からの変遷が示されており、空気が浄化されているということが見受けられる。
市としては、野焼きの規制を主に行っていくこととしている。
- 承知した。

【その他について】

- 特になし
- これにて武蔵村山市環境審議会を閉会する。

—以上—

